

蓮田白岡衛生組合ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱

(平成30年蓮田白岡衛生組合訓令第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、事業系一般廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用（以下「減量化等」という。）に積極的に取り組んでいる蓮田市、白岡市内の事業所を「蓮田白岡衛生組合ごみ減量等推進優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定し、事業所の一般廃棄物の減量化等に関する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を広く周知することにより、事業者の取組意欲を高め循環型社会の実現に資することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 優良事業所の認定対象は、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 一般廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる事業所
- (2) 一般廃棄物の再利用及び再生利用に積極的に取り組んでいる事業所
- (3) その他一般廃棄物の減量化等に関する活動について、積極的に取り組んでいる事業所

(認定の基準)

第3条 優良事業所の認定の基準は、蓮田白岡衛生組合ごみ減量等推進優良事業所認定申請書（様式第1号）（以下「様式第1号」という。）に定めるごみ減量等推進優良事業所認定基準（以下「認定基準」という。）の要件を3項目以上満たす事業所とする。

(認定の申請)

第4条 優良事業所の認定を希望する事業所は、様式第1号により管理者に申請するものとする。

(認定等)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、優良事業所として認定する。

- 2 管理者は、前項の認定をしたときは、当該事業所に認定証及びステッカーを交付する。ただし、管理者が認定することが適当でないと認めた場合は、認定証の交付をしないものとする。

(有効期間)

第6条 前条の認定証の有効期間は、優良事業所の認定をした日から第8条の規定による認定の取消しの日までとする。

(申請内容の変更)

第7条 優良事業所は、申請の内容に変更が生じた場合、申請事項変更申請書（様式第2号）を速やかに管理者に届け出るものとする。

- 2 管理者は前項の申請内容を承認したときは、申請事項変更承認通知書（様式第

3号)により通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条 優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第3条に規定する基準を満たさないこととなったときは、ごみ減量等推進優良事業所認定取消申請書(様式第4号)を管理者に提出するものとする。また、管理者が第3条に規定する基準を満たさないと認めた場合も認定を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により認定を取り消したときは、事業所に対しごみ減量等推進優良事業所認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前項の規定により優良事業所の認定を取消された事業所は、速やかに認定証及びステッカーを管理者へ返還するものとする。

(認定による支援)

第9条 管理者は、優良事業所の名称、一般廃棄物の減量化等に関する活動の内容その他の事項について組合の公式ホームページ等で啓発するなどの広報を行い、当該活動を支援するものとする。

(計画書の提出)

第10条 優良事業所の認定を受けた事業所は、蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例(平成18年12月28日条例第7号)第20条の規定に準じた計画書を作成し、毎年4月末日までに管理者へ提出するものとする。ただし、同条の規定に基づき計画書の作成の指示を受けた事業所は、この限りでない。

(調査)

第11条 管理者は、必要に応じて、優良事業所に対し、一般廃棄物の減量化等に対する活動状況を把握するために、実地調査を行うことができる。

(表彰)

第12条 管理者は、減量化等に関する活動の成果が顕著な優良事業所について、前年度実績に基づき、表彰を行うものとする。表彰においては、表彰状を贈呈するものとする。

2 被表彰者の決定については、次の手続によるものとする。

(1) 被表彰者の選考については、蓮田白岡衛生組合ごみ減量等推進優良事業所表彰選考委員会において選考するものとする。

(2) 被表彰者は、前項の選考に基づき、管理者が決定する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。